

全ト協発第175号(環)

平成25年7月19日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 星野良三



免許種類と運転可能な車両の車検証等による確認の徹底について  
(中型車両に係る無免許運転防止徹底のお願い)

平素は種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る7月12日、車両総重量が5トンを超えるトラックを中型免許を所持しない運転者に運転、及び配送業務を行なわせていた当該事業所の管理者が、道路交通法違反(無免許運転など)の疑いで書類送検されるという事案が発生いたしました。

当該事案は物損事故によって発覚したとのことですが、車両総重量が5トンを上回る2トントラックについては、免許や車両要件の錯誤等で無免許運転となるケースもあり、この期にあらためて違反の再発防止を徹底する必要があると考えます。

また、ご高承の通り、トラック運送業界では現在、普通免許の範囲拡大に向けた免許制度の見直しを要望しており、万一、このような免許制度に係る違反行為や事故が頻発するような事態になれば、業界の法令遵守に対する姿勢が問われ、要望活動にも影響を及ぼしかねません。

つきましては、同様の違反行為の再発防止に万全を期すため、運転者の免許の種類(資格)と乗務車両の適合状況について、車検証などにより確実にチェックされるよう、傘下会員事業者への周知徹底の程を宜しくお願い申し上げます。

